

申込フォーマット

京都経営者協会行

Fax : 075-205-5077 E-mail : hashimoto-m@kyotokeikyo.or.jp

第一次締切：3月27日（月）（視聴及び【報告1】・【報告2】へ質問が可能です）

第二次締切：4月25日（火）（視聴のみ可能です）

第123回「経団連労働法フォーラム」【録画配信開催】

申込書



ご記入日 2023 年 月 日

会社・団体名	
所属団体がございましたら○で囲んでください 経団連 業種別団体 地方別経済団体 (経協・経産協)	業種別団体名： 地方経済別団体名： (経協・経産協)
Tel :	Fax :
申込担当者氏名	所属・役職
メールアドレス	

【報告1】・【報告2】に対する質問を事前に受付けます。

下記に記載し、3月27日（月）までに送付してください。

*お預かりした個人情報は、当法人の個人情報保護規定に基づき、安全かつ適正に管理させていただきます。

<お申込み・お問い合わせ先>

(一社)京都経営者協会担当：橋本・上田・石垣

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター6階

E-mail : hashimoto-m@kyotokeikyo.or.jp Tel : 075-205-5417 Fax : 075-205-5077

第123回

経団連

労働法フォーラム

京都大会

配信開始予定

2023.3 下旬

人事労務分野を専門として企業側の立場で活躍されている経営法曹会議の弁護士が、企業が対応を迫られる課題に関する関係法令や最近の裁判例の押さえておくべきポイント等を報告されます。皆様のお申込みをお待ちしております。

参加費 経協会員・経団連会員：22,000円（消費税込み）
一般：33,000円（消費税込み）

主催：(一社)京都経営者協会
関西各地経営者協会・経営者協議会・経済産業協会
(尼崎、石川県、伊丹、大阪、堺、滋賀、東部大阪、奈良、姫路、兵庫県、福井県、和歌山県)

共催：(一社)日本経済団体連合会

協賛：経営法曹会議

後援：(一社)経団連事業サービス

録画配信方式



開会挨拶 報告 1

(5分) ●……………● 研究報告(120分) パネルディスカッション(120分) ●……………● 研究報告(120分) パネルディスカッション(120分) ●……………● (5分)

「労働組合対応を学び直す」 ～団体交渉対応を中心に～



共同議長：種村 泰一 弁護士(大阪) 豊浦 伸隆 弁護士(大阪)
 報告者：田中 崇公 弁護士(大阪)
 パネリスト：石井 妙子 弁護士(第1類) 伊藤 昌毅 弁護士(第1類)
 和田 一郎 弁護士(第1類) 中井 智子 弁護士(東京)

労働者が駆け込んだ合同労組からの団交申入れは、使用者が予期しないタイミングで突発的になされるものがほとんどであり、基本的な信頼関係もなく、組合側の考えや動きを予想することが難しいなか、慎重な対応が求められます。また、社会経済情勢や雇用の在り方が転換期にある中、ステークホルダーとしての企業内組合との団体交渉や労使協議の重要性も増えています。

さらに、近時の動きとして、各種フランチャイジーやプラットフォームワーカーなど、会社と労働契約関係に無い個人事業主が結成した労働組合が団体交渉を要求して係争となっており、裁判所や労働委員会の判断が注目されています。2022年3月には、団体交渉における誠実交渉義務に関する注目すべき最高裁判決(山形大学事件)も出されました。

このような団体交渉をめぐる様々な流れをふまえ、改めて労働組合の現況や労働組合への対応について報告します。また、パネルディスカッションにおいては、団体交渉対応の経験豊富な弁護士が具体的な設例に基づき団体交渉における実務的対応について討論を行います。

報告 2

閉会挨拶

(5分) ●……………● 研究報告(120分) パネルディスカッション(120分) ●……………● 研究報告(120分) パネルディスカッション(120分) ●……………● (5分)

「新しい資本主義と多様な働き方」



共同議長：松下 守男 弁護士(大阪) 渡邊 徹 弁護士(大阪)
 報告者：後藤 真孝 弁護士(京都)
 パネリスト：吉田 肇 弁護士(大阪) 木村 一成 弁護士(大阪)
 日高 麗衣 弁護士(京都) 大澤 祐紀 弁護士(京都)

岸田政権下で「新しい資本主義」が推進されている。「新しい資本主義」においては、いつでも、どこでも、だれでもが希望する働き方で働ける、働き方の改革が重要とされています。

また、近時の骨太方針においては、多様な働き方として、ジョブ型雇用、テレワーク、副業の推進、フリーランスの保護などが主要な論点になっています。

ジョブ型雇用は導入された場合、ジョブの消滅の場面では、変更解約告知を含む「解雇権濫用法理」との関係が重要です。また、テレワーク、副業の推進については、使用者の指揮監督が十分に発揮できないという点で、「労働時間」との関係が重要です。さらに、フリーランスの保護については、労働法規による保護の範囲として「労働者性という基本概念」の検討が重要です。

本報告では、①「解雇権濫用法理」、②「労働時間」、③「労働者性という基本法理、基本概念」にスポットを当てて、ジョブ型雇用、テレワーク、副業、フリーランスに関する理論・実務の現状の説明と提言を試みます。

応募要項

録画配信日 2023年3月 下旬

* 配信後約2か月間(2023年5月31日(水)まで)視聴可能

参加費 (企業様当たり)

経協会員・経団連会員：22,000円(20,000円+消費税2,000円)

* 地方別経済団体(経協・経産協)、業種別団体の会員も含まれます。

一般：33,000円(30,000円+消費税3,000円)

申込要項 別添の申込書にてお申し込み下さい。

* お申込み受付後、順次請求書を郵送します。

* 事前質問は3月27日(月)までにメール又はFAXで送付して下さい。

視聴方法 お申込み後、視聴要領や視聴URL等を申込書記入メールアドレスへご連絡します。

申込締切日 第一次締切：3月27日(月)(視聴及び質問が可能です。)

第二次締切：4月25日(火)(視聴のみ可能です。)

支払方法 参加費は銀行振込にてお願いします。(振込手数料はご負担下さい。)

事前質問の受付について

事前質問は別添の質問用紙にて受付け(受付期間：3月27日(月)まで)、パネルディスカッションにて回答・解説します。回答できていないものについては、一覧表でお送りいたします。